

地域密着型サービス事業者選定等取扱要項

碧南市

令和7年6月

地域密着型サービス事業者選定等取扱要項

1 目的

碧南市では、高齢者ほっとプラン（第9期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）を策定し、地域密着型サービスの基盤整備に関する目標数値を掲げています。本取扱要項は、整備目標のある地域密着型サービスについて、指定予定事業者を決定する際の手続等の公正、公平を図るとともに円滑な事務処理を行うための要件及び手続を定めるものです。

2 整備目標のある地域密着型サービスの種類、整備数及び計画年度

サービス種類	整備年度	見込み整備数
小規模多機能型居宅介護 （介護予防含む）（注1）	令和8年度（注2）	2か所（注3）
看護小規模多機能型居宅介護 （注1）		

（注1）日常生活圏域内に整備されていない圏域（新川地区・中央地区・大浜地区・棚尾地区・西端地区）での整備を目標としますが、全市域内で見込みます。

（注2）令和8年度末（令和9年3月31日）までに整備し、令和9年度中に事業を開始することができることとします。なお、令和8年度以前の整備・事業開始を妨げるものではありません。

（注3）申込等の状況に応じ、各1か所またはどちらか2か所も可とします。

※これらのサービスのうち、2種類以上のサービスを併設とすることも可とし、併設した場合は、選定の際、加点を考慮します。

3 事業者の資格要件

- (1) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項で定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 法人の役員等（就任予定者を含む。）が暴力団（碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第1号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第2号の暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないこと。

4 土地の要件（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

- (1) 建設予定地は法人所有を原則とするが、借地も可とする。ただし、借地の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。
- (2) 事業運営に必要なかつ十分な面積を有すること。
- (3) 建設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておくこと。

5 施設整備の要件

- (1) 建物は原則当該法人の所有するものであること。
- (2) 入所者等が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- (3) 建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生について十分考慮されたものであること。
- (4) 2階以上の階層にユニット等を設ける場合は、エレベーターを設けること。
- (5) 整備する建物を借家とする場合、その賃貸借に係る契約期間は事業の安定的、継続的な運営を確保できる期間とすること。

6 補助金

愛知県介護施設等整備事業費補助金により整備及び開設準備に対し補助が受けられる場合があります。参考までに令和6年度補助単価等については以下のとおりです。ただし、今後の補助制度の改正や、国及び県の予算不足等により、全ての施設整備に対し補助金が受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 地域密着型サービス施設等整備助成事業

区分	単価	単位	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	41,580千円	施設数	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,580千円	施設数	

※単価は合築・併設する施設の場合

※運営事業者に対する補助金であるため、運営事業者以外の者（土地所有者等）による

建設に対しては、補助金は受けられません。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	単価	単位	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	989千円	宿泊定員数	施設の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
看護小規模多機能型居宅介護事業所	989千円	宿泊定員数	

補助金を希望される場合は、愛知県から碧南市への補助金内示（選定決定後予定）後ただちに碧南市へ補助金交付申請をし、碧南市からの交付決定後に事業に着手し、適用される補助金の年度末までに整備を完了する必要があります。

また、財産処分の制限等において条件が付されますのでご承知おきください。事業を行うために締結する契約については、競争入札を取り入れる等、一定の要件及び手続きが必要となります。

また、災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とした事業は、原則補助金の対象外となります。施設所在地の災害リスクについては予め把握していただきますようお願いいたします。

災害レッドゾーン

都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内的の土地

碧南市における災害レッドゾーン

- ・土砂災害特別警戒区域

災害イエローゾーン

①土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

②浸水想定区域等

- a 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14

条の3第1項の高潮浸水想定区域

- b 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

碧南市における災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・矢作川洪水浸水想定区域
- ・蜷川洪水浸水想定区域
- ・高浜川洪水浸水想定区域
- ・高潮浸水想定区域
- ・津波災害警戒区域

災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンについては、愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」にて確認可能です。<https://maps.pref.aichi.jp/>

7 指定基準

碧南市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年碧南市条例第10号）及び碧南市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年碧南市規則第8号）によるものとします。

8 介護報酬

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとします。

9 申込手続

申込みを希望される事業者は、申込書及び開設提案書に必要書類を添えて提出してください。なお申込書等の提出書類は、返却しませんのであらかじめご了承ください。また、申込みに関する費用については、全て事業者の負担とします。

1 0 申込書類等

別紙申込提出書類一覧及び開設提案提出書類一覧のとおりです。必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。

1 1 申込期間

申込期間	提出及び問合せ
令和7年 6月24日（火）から 11月14日（金）まで 午前9時から午後5時まで （土曜・日曜・祝日は除きます。） ※電話で予約の上ご来庁願います。 ※郵送による受付はしません。	〒447-8601 碧南市松本町28番地 碧南市役所福祉部 高齢介護課介護保険係 電 話 0566-95-9889（直通） F A X 0566-46-5510 E-mail koureika@city.hekinan.lg.jp

1 2 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

(1) 指定予定事業者の選定方法

ア 指定予定事業者は、申込期間終了後概ね1か月後に行われる事業者選考会（介護サービス運営協議会）の審査に基づき、市長が決定します。

イ 審査方式は、書類審査及びプレゼンテーションを予定しています。

ウ 審査の結果、予定事業者を選定しないこともあります。

(2) 選定の手順

申込書及び開設提案書による事業開設意志の確認及び指定基準を満たすかどうかを審査します。また、事業者選考会（介護サービス運営協議会）において行うプレゼンテーションにより、本事業に対する考え方、運営体制等を総合的に評価し選考します。

ただし、応募多数となった場合には書類選考を行う場合があります。その場合、書類選考の結果を応募した全ての事業者に通知し、プレゼンテーションの日程などの詳細は参加事業者のみに通知します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、事業者選考会（介護サービス運営協議会）による選考後、概ね2週間以内に文書で通知する予定です。また、選定された業者は公表します。

(4) 指定予定事業者決定後の手続き

選定された事業者は、申込書類の内容に沿って事業を実施してください。申込書類の内容と、実際の事業内容に変更が生じる場合（軽微な変更を除く）は、事前に事業者選考会（介護サービス運営協議会）の承認を得る必要がありますが、状況によって

は選定を取り消すことがあります。

また、事業開始の準備が整った時点で、事業所の指定申請書を提出してください。高齢介護課が指定申請書の審査を行います。その後、開催される最初の介護サービス運営協議会（3月、6月、9月、12月に開催）で協議を行い、その翌月の指定となりますので、指定申請書提出から指定までに数ヶ月かかることがあります。なお、指定申請書など審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

1 3 選定基準等

下記の項目について、審査を行います。詳細な内容は、開設提案書記入要領を確認してください。

- (1) 運営理念及び基本方針
- (2) 施設整備面（立地条件等）
- (3) 事業運営（経営基盤の安定性等）
- (4) 従事職員関係
- (5) 衛生管理
- (6) 事故防止・安全対策
- (7) 苦情処理
- (8) 地域等との連携
- (9) 利用者の日常生活支援等

1 4 その他留意事項

- (1) 申込内容の具体性

申込みにあたっては、具体的な内容のものを提出してください。

- (2) 申請書類の変更の禁止

提出期限以降の申請書類の差し替え、再提出は基本的に認めません。

- (3) 関係法令の遵守

申込みにあたり、必要とされる関係法令及び条例等を遵守してください。

- (4) 申込みを辞退する場合

申込受付後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。また、選定後に辞退した場合については、第9期碧南市高齢者ほっとプラン計画期間中における同一サービスの応募はできません。

- (5) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効（選定後の場合は選

定取り消し) とします。その場合、第 9 期碧南市高齢者ほっとプラン計画期間中における応募 (他のサービスを含む) はできません。

(6) 運転資金に占める自己資金の割合

初めて介護サービスを運営する事業者は、事業の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の概ね 1/2 分の 3 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を、自己資金 (銀行等からの借り入れは自己資金とみなしません。) として確保してください。

【問合せ・提出先】



碧南市福祉部高齢介護課介護保険係

447-8601 碧南市松本町 2 8 番地

Tel 0566-95-9889 (直通)

Fax 0566-46-5510

Email koureika@city.hekinan.lg.jp